

県立病院跡地利活用事業

要求水準書（修正第一版）の修正点等について

- ・本書は、要求水準書（修正第一版）に関する修正点等について整理したものです。
- ・なお、本書は、あくまで要求水準書（修正第一版）を補足するための書類であり、要求水準書（修正第一版）における記載が優先されます。

福島県会津若松市

令和6年3月25日

No.	項目	要求水準書（令和6年2月13日公表）における記載		要求水準書（修正第一版）（令和6年3月25日公表）における記載																																													
		項	記載内容（下線部が変更内容に係る部分）	項	記載内容（下線部が変更内容に係る部分）																																												
01	供給処理施設 （記載内容の変更）	14	<p>(4) 供給処理施設</p> <p>本事業用地における供給処理施設の概要は、以下のとおりである（詳細は、【資料6「インフラ設置状況現況図」】を参照）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上水道</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 東：市道若3-358号線に埋設 口径150φ 西：市道若3-182号線に埋設 口径100φ 南：市道幹I-11号線に埋設 口径150φ、敷地内引込み 口径100φ 北西：市道若3-203号線に埋設 口径75φ、敷地内引込み 口径50φ 北東：市道若3-203号線に埋設 口径100φ </td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 分流式処理区域（下水道処理区域：会津若松） 東：市道若3-358号線に埋設 口径250φ、敷地内引込み2箇所あり 西：市道若3-182号線に埋設 口径250φ 南：市道幹I-11号線に埋設 口径250φ、敷地内引込み2箇所あり 北：市道若3-203号線に埋設 口径250φ、敷地内引込み3箇所あり </td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>敷地内引込み 1箇所 50A</td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 東：電力柱 2箇所 西：電力柱 1箇所 南：電力柱 3箇所 北：電力柱 5箇所 </td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 東：電信柱 2箇所 南：電信柱 3箇所 北：電信柱 2箇所 </td> </tr> </tbody> </table> <p>接続位置及び費用負担等については、管理者又は供給業者へ確認、調整を行うこと。</p> <p>また、接続に当たっての工事費用、引渡しまでの期間にその他の初期費用等が必要者負担となる場合には、事業者の負担とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上水道</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 給水装置工事についての一切の手続きは事業者が市上下水道局と行うこと。また工事等に係る費用については事業者負担となる。 上記の管路の埋設位置等の事前確認については、市上下水道局の窓口にて直接確認をすること。 </td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本事業用地からの排除汚水量等は、事前に市上下水道局に提出すること。 本事業用地が含まれる流域下流部での大雨による冠水被害が多発している状況等を鑑み、「福島県における流量増対策の考え方（福島県土木部河川港湾総室河川計画課）」、及び「会津若松市総合治水計画」に準じ、敷地内での雨水処理を適切に実施すること（※会津若松市総合治水計画では、市街化区域内公共施設における単位対策量の目標値を600m³/haと定めている）。 排水工事については、市上下水道局、都市計画課、道路課と協議を行い、必要な場合、事業者負担にて工事を行うこと。 </td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>引込計画については事業者の提案による。</td> </tr> <tr> <td>電気、電話</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 引込計画については事業者の提案による。 市道幹I-11号線は占用制限が有るため、市道敷地内に電柱は設置できないことを考慮すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	施設	概要	上水道	<ul style="list-style-type: none"> 東：市道若3-358号線に埋設 口径150φ 西：市道若3-182号線に埋設 口径100φ 南：市道幹I-11号線に埋設 口径150φ、敷地内引込み 口径100φ 北西：市道若3-203号線に埋設 口径75φ、敷地内引込み 口径50φ 北東：市道若3-203号線に埋設 口径100φ 	下水道	<ul style="list-style-type: none"> 分流式処理区域（下水道処理区域：会津若松） 東：市道若3-358号線に埋設 口径250φ、敷地内引込み2箇所あり 西：市道若3-182号線に埋設 口径250φ 南：市道幹I-11号線に埋設 口径250φ、敷地内引込み2箇所あり 北：市道若3-203号線に埋設 口径250φ、敷地内引込み3箇所あり 	ガス	敷地内引込み 1箇所 50A	電気	<ul style="list-style-type: none"> 東：電力柱 2箇所 西：電力柱 1箇所 南：電力柱 3箇所 北：電力柱 5箇所 	電話	<ul style="list-style-type: none"> 東：電信柱 2箇所 南：電信柱 3箇所 北：電信柱 2箇所 	施設	要求水準	上水道	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置工事についての一切の手続きは事業者が市上下水道局と行うこと。また工事等に係る費用については事業者負担となる。 上記の管路の埋設位置等の事前確認については、市上下水道局の窓口にて直接確認をすること。 	下水道	<ul style="list-style-type: none"> 本事業用地からの排除汚水量等は、事前に市上下水道局に提出すること。 本事業用地が含まれる流域下流部での大雨による冠水被害が多発している状況等を鑑み、「福島県における流量増対策の考え方（福島県土木部河川港湾総室河川計画課）」、及び「会津若松市総合治水計画」に準じ、敷地内での雨水処理を適切に実施すること（※会津若松市総合治水計画では、市街化区域内公共施設における単位対策量の目標値を600m³/haと定めている）。 排水工事については、市上下水道局、都市計画課、道路課と協議を行い、必要な場合、事業者負担にて工事を行うこと。 	ガス	引込計画については事業者の提案による。	電気、電話	<ul style="list-style-type: none"> 引込計画については事業者の提案による。 市道幹I-11号線は占用制限が有るため、市道敷地内に電柱は設置できないことを考慮すること。 	14	<p>(4) 供給処理施設</p> <p>本事業用地における供給処理施設の概要は、以下のとおりである（詳細は、【資料6「インフラ設置状況現況図」】を参照）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上水道</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 東：市道若3-358号線に埋設配管 DIP150 西：市道若3-182号線に埋設配管 RRHIVP100 南：市道幹I-11号線に埋設配管 DIP150、敷地内引込 DIP100 北：市道若3-203号線に埋設配管 RRHIVP100、VP75 敷地内引込 PP50-GP50（量水器BOX有り） </td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 分流式処理区域（下水道処理区域：会津若松） 東：市道若3-358号線に埋設配管 HP250、敷地内汚水柵2箇所 西：市道若3-182号線に埋設配管 VU250 南：市道幹I-11号線に埋設配管 VU250、敷地内汚水柵2箇所 北：市道若3-203号線に埋設配管 VU150～250、敷地内汚水柵4箇所 </td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 都市ガス（13A：会津ガス） 東：市道若3-358号線に埋設配管 PEU100A 西：市道若3-182号線に埋設配管 PEU50A 南：市道幹I-11号線に埋設配管 PEU50A（南側歩道部） 北：市道若3-203号線に埋設配管 PEU50A、敷地内引込配管 PEU50A有り </td> </tr> <tr> <td>電気</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 東：市道若3-358号線に城東線 西：市道若3-182号線に上町幹線 南：市道幹I-11号線に病院前線 北：市道若3-203号線に上町東線 </td> </tr> <tr> <td>電話</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 東：市道若3-358号線に千石線 南：市道幹I-11号線に上町線/花春線 北：市道若3-203号線に栄町線 </td> </tr> </tbody> </table> <p>接続位置及び費用負担等については、管理者又は供給業者へ確認、調整を行うこと。</p> <p>また、接続に当たっての工事費用、引渡しまでの期間にその他の初期費用等が必要者負担となる場合には、事業者の負担とする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設</th> <th>要求水準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上水道</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 給水装置工事についての一切の手続きは事業者が市上下水道局と行うこと。また工事等に係る費用については事業者負担となる。 上記の管路の埋設位置等の事前確認については、市上下水道局の窓口にて直接確認をすること。 </td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 本事業用地からの排除汚水量等は、事前に市上下水道局に提出すること。 本事業用地が含まれる流域下流部での大雨による冠水被害が多発している状況等を鑑み、「福島県における流量増対策の考え方（福島県土木部河川港湾総室河川計画課）」、及び「会津若松市総合治水計画」に準じ、敷地内での雨水処理を適切に実施すること（※会津若松市総合治水計画では、市街化区域内公共施設における単位対策量の目標値を600m³/haと定めている）。 排水工事については、市上下水道局、都市計画課、道路課と協議を行い、必要な場合、事業者負担にて工事を行うこと。 </td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>引込計画については事業者の提案による。</td> </tr> <tr> <td>電気、電話</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 引込計画については事業者の提案による。 市道幹I-11号線は占用制限が有るため、都市計画道路拡幅予定地内に引込電柱等の設置はできないことを考慮すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	施設	概要	上水道	<ul style="list-style-type: none"> 東：市道若3-358号線に埋設配管 DIP150 西：市道若3-182号線に埋設配管 RRHIVP100 南：市道幹I-11号線に埋設配管 DIP150、敷地内引込 DIP100 北：市道若3-203号線に埋設配管 RRHIVP100、VP75 敷地内引込 PP50-GP50（量水器BOX有り） 	下水道	<ul style="list-style-type: none"> 分流式処理区域（下水道処理区域：会津若松） 東：市道若3-358号線に埋設配管 HP250、敷地内汚水柵2箇所 西：市道若3-182号線に埋設配管 VU250 南：市道幹I-11号線に埋設配管 VU250、敷地内汚水柵2箇所 北：市道若3-203号線に埋設配管 VU150～250、敷地内汚水柵4箇所 	ガス	<ul style="list-style-type: none"> 都市ガス（13A：会津ガス） 東：市道若3-358号線に埋設配管 PEU100A 西：市道若3-182号線に埋設配管 PEU50A 南：市道幹I-11号線に埋設配管 PEU50A（南側歩道部） 北：市道若3-203号線に埋設配管 PEU50A、敷地内引込配管 PEU50A有り 	電気	<ul style="list-style-type: none"> 東：市道若3-358号線に城東線 西：市道若3-182号線に上町幹線 南：市道幹I-11号線に病院前線 北：市道若3-203号線に上町東線 	電話	<ul style="list-style-type: none"> 東：市道若3-358号線に千石線 南：市道幹I-11号線に上町線/花春線 北：市道若3-203号線に栄町線 	施設	要求水準	上水道	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置工事についての一切の手続きは事業者が市上下水道局と行うこと。また工事等に係る費用については事業者負担となる。 上記の管路の埋設位置等の事前確認については、市上下水道局の窓口にて直接確認をすること。 	下水道	<ul style="list-style-type: none"> 本事業用地からの排除汚水量等は、事前に市上下水道局に提出すること。 本事業用地が含まれる流域下流部での大雨による冠水被害が多発している状況等を鑑み、「福島県における流量増対策の考え方（福島県土木部河川港湾総室河川計画課）」、及び「会津若松市総合治水計画」に準じ、敷地内での雨水処理を適切に実施すること（※会津若松市総合治水計画では、市街化区域内公共施設における単位対策量の目標値を600m³/haと定めている）。 排水工事については、市上下水道局、都市計画課、道路課と協議を行い、必要な場合、事業者負担にて工事を行うこと。 	ガス	引込計画については事業者の提案による。	電気、電話	<ul style="list-style-type: none"> 引込計画については事業者の提案による。 市道幹I-11号線は占用制限が有るため、都市計画道路拡幅予定地内に引込電柱等の設置はできないことを考慮すること。
施設	概要																																																
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 東：市道若3-358号線に埋設 口径150φ 西：市道若3-182号線に埋設 口径100φ 南：市道幹I-11号線に埋設 口径150φ、敷地内引込み 口径100φ 北西：市道若3-203号線に埋設 口径75φ、敷地内引込み 口径50φ 北東：市道若3-203号線に埋設 口径100φ 																																																
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 分流式処理区域（下水道処理区域：会津若松） 東：市道若3-358号線に埋設 口径250φ、敷地内引込み2箇所あり 西：市道若3-182号線に埋設 口径250φ 南：市道幹I-11号線に埋設 口径250φ、敷地内引込み2箇所あり 北：市道若3-203号線に埋設 口径250φ、敷地内引込み3箇所あり 																																																
ガス	敷地内引込み 1箇所 50A																																																
電気	<ul style="list-style-type: none"> 東：電力柱 2箇所 西：電力柱 1箇所 南：電力柱 3箇所 北：電力柱 5箇所 																																																
電話	<ul style="list-style-type: none"> 東：電信柱 2箇所 南：電信柱 3箇所 北：電信柱 2箇所 																																																
施設	要求水準																																																
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置工事についての一切の手続きは事業者が市上下水道局と行うこと。また工事等に係る費用については事業者負担となる。 上記の管路の埋設位置等の事前確認については、市上下水道局の窓口にて直接確認をすること。 																																																
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 本事業用地からの排除汚水量等は、事前に市上下水道局に提出すること。 本事業用地が含まれる流域下流部での大雨による冠水被害が多発している状況等を鑑み、「福島県における流量増対策の考え方（福島県土木部河川港湾総室河川計画課）」、及び「会津若松市総合治水計画」に準じ、敷地内での雨水処理を適切に実施すること（※会津若松市総合治水計画では、市街化区域内公共施設における単位対策量の目標値を600m³/haと定めている）。 排水工事については、市上下水道局、都市計画課、道路課と協議を行い、必要な場合、事業者負担にて工事を行うこと。 																																																
ガス	引込計画については事業者の提案による。																																																
電気、電話	<ul style="list-style-type: none"> 引込計画については事業者の提案による。 市道幹I-11号線は占用制限が有るため、市道敷地内に電柱は設置できないことを考慮すること。 																																																
施設	概要																																																
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 東：市道若3-358号線に埋設配管 DIP150 西：市道若3-182号線に埋設配管 RRHIVP100 南：市道幹I-11号線に埋設配管 DIP150、敷地内引込 DIP100 北：市道若3-203号線に埋設配管 RRHIVP100、VP75 敷地内引込 PP50-GP50（量水器BOX有り） 																																																
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 分流式処理区域（下水道処理区域：会津若松） 東：市道若3-358号線に埋設配管 HP250、敷地内汚水柵2箇所 西：市道若3-182号線に埋設配管 VU250 南：市道幹I-11号線に埋設配管 VU250、敷地内汚水柵2箇所 北：市道若3-203号線に埋設配管 VU150～250、敷地内汚水柵4箇所 																																																
ガス	<ul style="list-style-type: none"> 都市ガス（13A：会津ガス） 東：市道若3-358号線に埋設配管 PEU100A 西：市道若3-182号線に埋設配管 PEU50A 南：市道幹I-11号線に埋設配管 PEU50A（南側歩道部） 北：市道若3-203号線に埋設配管 PEU50A、敷地内引込配管 PEU50A有り 																																																
電気	<ul style="list-style-type: none"> 東：市道若3-358号線に城東線 西：市道若3-182号線に上町幹線 南：市道幹I-11号線に病院前線 北：市道若3-203号線に上町東線 																																																
電話	<ul style="list-style-type: none"> 東：市道若3-358号線に千石線 南：市道幹I-11号線に上町線/花春線 北：市道若3-203号線に栄町線 																																																
施設	要求水準																																																
上水道	<ul style="list-style-type: none"> 給水装置工事についての一切の手続きは事業者が市上下水道局と行うこと。また工事等に係る費用については事業者負担となる。 上記の管路の埋設位置等の事前確認については、市上下水道局の窓口にて直接確認をすること。 																																																
下水道	<ul style="list-style-type: none"> 本事業用地からの排除汚水量等は、事前に市上下水道局に提出すること。 本事業用地が含まれる流域下流部での大雨による冠水被害が多発している状況等を鑑み、「福島県における流量増対策の考え方（福島県土木部河川港湾総室河川計画課）」、及び「会津若松市総合治水計画」に準じ、敷地内での雨水処理を適切に実施すること（※会津若松市総合治水計画では、市街化区域内公共施設における単位対策量の目標値を600m³/haと定めている）。 排水工事については、市上下水道局、都市計画課、道路課と協議を行い、必要な場合、事業者負担にて工事を行うこと。 																																																
ガス	引込計画については事業者の提案による。																																																
電気、電話	<ul style="list-style-type: none"> 引込計画については事業者の提案による。 市道幹I-11号線は占用制限が有るため、都市計画道路拡幅予定地内に引込電柱等の設置はできないことを考慮すること。 																																																